

## 20 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 20 年 7 月 2 日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体並びに公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 9 月 4 日

|         |         |
|---------|---------|
| 福岡市監査委員 | 光 安 力   |
| 同       | 江 藤 博 美 |
| 同       | 竹 本 忠 弘 |
| 同       | 福 田 健   |

### 1 監査結果と措置の件数

20 監査公表第 2 号（平成 20 年 1 月 31 日付 福岡市公報第 5516 号 公表）分・・・7 件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第2号(平成20年1月31日付 福岡市公報第5516号 公表)分  
(出資団体監査)

1 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

| 監査の結果   | 措置の状況   |
|---|---|
| <p>ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの<br/>平成18年度「博多の森テニス競技場屋内コートトップライト取替整備工事」<br/>(契約金額693万円)<br/>本工事は福岡市建築局制定の積算の手引きを準用して工事費の積算を行っているが、それによれば、見積りの徴集は原則として3社以上とするとあるが、本工事の直接工事費の大部分を占める屋根葺替工事の見積り徴集については、1社により行われ、価格が決定されていた。<br/>今後は積算基準等を遵守し、適正な設計積算を図らねたい。<br/>(東平尾公園管理事務所)</p>                       | <p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会における工事の設計積算については、積算基準等に基づき、適切な業務の執行を図るよう文書により要請した。</p>  |
| <p>イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの<br/>平成18年度「箱崎ふ頭2号緑地外9公園照明灯整備工事」<br/>(契約金額884万1,000円)<br/>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、または許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければならないとなっているが、本工事において発生したコンクリート殻を収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させていた。収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させるべきでなかった。<br/>今後は、適正な施工管理に努められたい。<br/>(公園・街路樹維持課)</p> | <p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会における工事の施工管理については、関係法令等を遵守し、適切な業務の執行を図るよう文書により要請した。<br/>なお、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会においては、所属職員に対して産業廃棄物の運搬に関する研修を行うとともに、請負業者等に対する指導を十分行うよう、周知徹底を図った。</p> |

2 財団法人福岡市教育振興会

| 監査の結果               | 措置の状況              |
|---------------------|--------------------|
| 奨学金貸与事業のあり方について検討を求 | 奨学金貸与事業は経済的理由により学資 |

|   |  |
|---|--|
| <p>めるもの</p> <p>奨学金貸与事業は財団法人福岡市教育振興会の主要事業であるが、奨学金の原資については、十分な自主財源がなく、自己資金を確保する手段も講じられていないため、福岡市からの短期借入金により運用されている。</p> <p>年度当初に福岡市から資金を借り受け、年度末に福岡市への返済資金を確保するため、金融機関から一時的に資金を借り入れ、福岡市に返済することを繰り返している。平成 18 年度決算において、福岡市からの借入金は 31 億 1,872 万 6,000 円、金融機関からの借入金は 30 億 1,104 万 4,754 円となっており、双方の借入額は毎年増加している。平成 19 年度においては、福岡市からの借入金は 36 億 3,030 万円を見込んでおり、奨学金貸与事業の規模は拡大傾向にある。一方で奨学生からの返還金滞納額も年々増加傾向にあり、平成 18 年度末で 5 億 1,613 万 1,807 円となっている。</p> <p>奨学金貸与事業のあり方について、具体的な対策を検討されたい。</p> | <p>の支弁が困難な生徒等に学資を貸し付ける事業で、教育の機会均等を保障する重要な施策であり、無利子かつ返済期間が長期間にわたる貸付であること、また、景気低迷等からそのニーズはますます高いものとなっているため、貸付人員を大幅に増加してきており、福岡市、金融機関からの借入金が増加しているものである。</p> <p>当該事業を安定して実施するため、抜本的滞納対策に取り組むこととしており、その具体策として、平成20年度においては、個人別債権管理システム導入を進めるとともに滞納整理専任職を設置した。</p> |
|---|--|

(財政援助団体監査)

1 福岡競艇場従事員共済会

| 監査の結果  | 措置の状況   |
|--|---|
| <p>災害見舞金の給付にかかる事務処理について注意を求めるもの</p> <p>福岡競艇場従事員共済会規約に定める給付において、災害見舞金の給付を行う場合は、同規約等に定める罹災証明書の提出を求め、証明内容を確認のうえ給付を行わなければならない。しかしながら、平成 17 年度において、証明内容が、規約に定める支給要件(「住宅の2分の1以上の損害」等)に該当しないにもかかわらず、給付を行っている不適切な事例が見受けられた。</p> <p>災害見舞金の給付に当たっては、今後、罹災証明書の内容確認を適正に行い、適切に事</p> | <p>福岡競艇場従事員共済会における災害見舞金の給付については、福利厚生の見地から「激甚災害」に対する特例として給付を行ったとのことであるが、今後、適正な事務処理に努めるよう文書により指導した。また、支給要件の見直しなど必要に応じて規約の改正を検討するよう併せて要請した。</p> <p>なお、福岡競艇場従事員共済会においては、適切な事務処理を行うため、支給要件に「住宅の一部の損害」等を加える等の規約の改正など見直しを行った、との報告を受けた。</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 務処理されたい。 |  |
|----------|--|

(公の施設の指定管理者監査)

1 福岡市漁業協同組合

| 監 査 の 結 果   | 措 置 の 状 況   |
|---|---|
| <p>公の施設の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設の管理運営業務については、本市との協定に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度の福岡市立小呂保育所管理運営業務において、実施協定書で定める業務報告が適正になされておらず、不適切な会計経理事務も見受けられた。</p> <p>公の施設の管理運営業務に当たっては、報告内容や会計処理の結果が管理料にも影響するため、本市との協定や指定管理者が自ら定める経理規程等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 平成 18 年度の実施協定書で定める業務報告が適正になされていなかった。</p> <p>(ア) 協定で定める閉所日に開所していたにもかかわらず、本市に報告していなかった。</p> | <p>指定管理者における小呂保育所の管理運営業務については、指定管理者に対し、実施協定で定める開所日を遵守するとともに、開所日を変更する必要がある場合は、事前に報告し、指示を求めるよう口頭により指導した。</p>  |
| <p>(イ) 本市に提出した事業報告書(年間行事)において、記載内容が実績と相違しているものが多数あった。</p>   | <p>指定管理者に対して、実績に基づき事業報告書を記載するよう口頭により指導した。</p> <p>また、平成 18 年度実績報告書については、実績を確認のうえ再提出するよう求め、受理した。</p>  |
| <p>イ 会計年度を越えて支出しているものや支出額の算定を誤っているものなど、不適切な会計経理事務を行っていた。</p> <p>(福岡市立小呂保育所)</p>   | <p>指定管理者に対して、会計処理は年度ごとに行い、支出額の算定等は経理規程等に基づき行うよう口頭により指導した。</p> <p>また、平成 18 年度収支決算書については、会計経理事務を精査のうえ再提出するよう求め、受理した。なお、平成 19 年度に支出していた平成 18 年度分については、平成 18 年度分の支出として精算した。</p> |